

熊本はばたき高等支援学校体育館使用規定

令和4年（2022年） 6月17日制定
令和6年（2024年） 3月19日改定
令和7年（2025年） 6月 1日改定
令和7年（2025年） 11月28日改定

（施設の利用）

- 1 体育館の使用は、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する規則及び熊本県立学校管理規則に基づいて行うこととします。
- （1）使用可能日は、平日の火曜日と木曜日とします。
- （2）使用可能時間は、午後7時から午後9時までとします。

（使用手続）

- 2 体育館の使用手続は、以下のとおりです。
- （1）使用の許可を受けようとする体育団体等の代表者（以下「代表者」という）は、使用希望日の前月の10日までに学校備え付けの使用許可申請書（別記第1号様式）を本校事務室へ提出してください。申請の上限は1団体あたり月3回までとします。申請使用許可希望日に重複があった場合及び使用希望日の前月の10日以降の申請については、別紙使用許可手順に定めるところとします。
- （2）使用を許可した場合は、使用許可通知書と納入通知書を代表者に交付します。
- （3）使用料金の入金を確認後、代表者に『体育館地域開放用鍵』をお渡しします。
- （4）体育館使用後は、代表者が『体育館地域開放用鍵』を速やかに本校事務室に返却してください。
- （5）使用のキャンセルは使用期日の7日前までとなっております。

（使用料）

- 3 体育団体等の体育活動による体育館使用料及び夜間照明使用料は、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例に基づき、以下のとおりとします。

（1）体育館使用料

体育施設名		使用料（2時間につき）	
		単位	金額
体育館	体育館全面	全面	400円
	バスケットボールコート	1面	200円
	バレー ボールコート		
	バドミントンコート	1面	130円
ミニバレー コート			

※ 使用時間が2時間を超える場合の使用料は、1時間までごとにつき使用時間2時間までの使用料の半額を加算した額とします。

（2）夜間照明使用料

1キロワット時あたり26円を体育館使用料に加算します。

昼間に照明を使用した場合も使用料が発生します。

（参考）1時間当たりの消費電力

アリーナ LED灯 5.328kW／時 (222W×24個)

ステージ含む LED灯 6.216kW／時 (222W×28個)

（弁償）

- 4 使用中、体育施設及び他の学校施設を破損した場合は、代表者は、速やかに校長に報告し、その指示に従い、原形に復帰し、又はそれに相当する代価をもって弁償してください。

熊本県立熊本はばたき高等支援学校体育館の使用許可手順

令和7年(2025年)6月改定
熊本はばたき高等支援学校

体育館の使用許可を受けたい場合は、以下の申請手順となります。

① 使用希望者 → 学校

使用希望月の前月の1日から10日まで

翌月分の使用許可申請書（様式1）を学校へ提出。

（例）6月の毎週月曜日を使用したいので、5月1日から10日までの間に
使用許可申請書（様式1）を学校へ提出。



② 学校

10日までに申請があった分について、翌月分のスケジュールを作成。

（例）5月10日までに使用許可申請書（様式1）の提出があった分について、6月分の
使用予定スケジュールを作成。



③ 学校 → 使用希望者

【1】使用希望日の重複がなかった場合

翌月分の使用許可申請書（様式1）に基づき、使用許可の手続き。

（例）6月の毎週月曜日の使用希望について、他団体からは申請がなかったので
使用許可の手続きを行う。

使用希望日の重複がない場合の申請はここまでとなり、使用許可を出します

【2】使用希望日の重複があった場合

学校でランダム関数を使用した抽選シートで抽選を実施。

【2】の場合、次ページへ

④ 学校 → 使用希望者

①で提出された翌月分の使用許可申請書（様式1）と③の抽選結果に基づき、使用許可の手続き。学校は翌月の使用スケジュールを作成。

（例） 抽選の結果、6月の第3週目の月曜日はBが使用することとなった。

Aについては、第3週目以外の月曜日の使用について使用許可を行う。

Bについては申請のとおり第3週目の月曜日の使用許可を行う。

使用希望月の前月10日までの申請はここまで使用許可を出します

⑤ (使用希望月の前月10日までに申請を行っていない) 使用希望者 ⇄ 学校

使用希望月の前月10日までに申請を行っていない使用希望者からの申請があった場合、学校は①～④で確定した翌月分の使用スケジュールの情報を提供をし、空き日については使用許可申請書（様式1）を提出するよう連絡。

申請者は、空き日について使用許可申請書（様式1）を提出。

（※ ただし、使用予定日の10日前までに申請できる日に限る。）

（例）6月の第2と第3火曜日に使用したかったが、5月10日までの申請ができなかった。

学校に問い合わせて、6月の使用予定を確認したところ、5月10日までの申請で第3火曜日には申請がなかったので、第3火曜日の使用について申請書を学校に提出する。

※…使用許可申請書の提出は、使用規則で使用日の10日前までとあるため、

例えば6月1日が空いていたとしても、5月25日に使用許可申請を行うことはできません。